

第 1 章 平成15年度農林水産行政の概観

第 1 節 農 業

1 施 策 の 背 景

食料は、人間の生命をはぐくみ、維持していくうえで、不可欠なものであり、健康で充実した生活の基礎として重要である。我が国は、生活水準の向上に伴いかつてないほど多様で豊かな食生活を享受しているが、その一方で、食料自給率の低下、農業者の高齢化、農地面積の減少、農村の活力の低下等が進行している。このため、食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画に基づき、消費者に軸足を移した農政の展開や米政策改革の推進等、各般の農政改革を進めてきた。

しかし、食の安全と安心に対する国民の信頼の回復は十分なものではなく、農業の構造改革は土地利用型農業を中心として依然として遅れており、農業の多面的機能の発揮や農地等の維持・管理に支障が生じる事態に至っている。また、WTO 農業交渉や FTA 交渉への取組が加速するなかで、我が国の農業・農村の持続的発展のあり方が問われる状況にある。

こうしたなかで、基本計画については、基本法において、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね 5 年ごとに見直すこととされていることから、17 年 3 月に新たな基本計画を策定すべく、15 年 8 月 29 日の亀井農林水産大臣の指示により、現行計画の見直しを開始した。この見直しに当たっては、これまでの施策の徹底的な検証と見直しを行うとともに、特に、現行の計画決定時からの課題として、①意欲と能力のある農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行、②担い手・農地制度の改革、③環境保全を重視した施策の一層の推進と農地や農業用水等の資源の保全のための政策の確立について、本格的に検討することが求められている。

また、食の安全・安心の問題については、消費者の支持があってこそ我が国の農業・農村の持続的発展が可能になるとの考えをさらに根本に据えて強化してい

くことが重要である。

これらの農政改革は、喫緊の課題であり、国民生活に直接結びつくものであることから、国民的な関心と理解を得ながら、スピード感をもって推進していく必要がある。

2 講じた施策の重点

食料・農業・農村基本法及び基本計画に基づき、食料の安定供給、食の安全・安心の確保及び多面的機能の発揮を基本目標とし、担い手の育成確保と農林水産業・農山漁村資源の確保という基本概念のもと、総合的に施策を実施した。

このような観点から、食料自給率向上に向けての経営気質に優れた自立できる担い手と産地の育成、多面的機能の発揮を支える農山漁村の資源循環と環境保全の推進との視点に立って、施策を重点化した。

(1) 食の安全と安心の確保

ア 食の安全と安心のための法整備と行政組織の構築

国民の健康の保護を最優先とするなどの基本理念、関係者の責務・役割、施策の策定にかかる基本的な方針、食品安全委員会の設置等を内容とする食品安全基本法案が15年5月に成立・公布、7月1日に施行された。また、同日、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正なリスク評価等を実施する機関として、内閣府に食品安全委員会が設置された。

農林水産省においては、リスク管理のための施策や組織を総合的に見直し、農林水産物の生産過程における食品の安全性を確保するため、肥料取締法等の食品安全関連法を改正するとともに、本省段階における「消費・安全局」の設置や地方段階における「地方農政事務所」の設置等により、本省・地方を通じたリスク管理体制を整備した。

さらに、農林水産省は、新しい食品安全行政に農林水産省が的確に対応していくための指針として、15年6月に決定・公表した「食の安全・安心のための政策大綱」に沿って、消費者に「安心」、「信頼」を実感してもらえよう、食の安全・安心を確保するための施策を展開した。

イ 「リスクコミュニケーション」の推進

食品の安全性の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その過程の公平性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、食品事業者等の関係者にわかりやすい情報を積極的に提供し、意見交換に努め、関係者の意向が反映されるようにするリスクコミュニケーションに取り組んだ。

ウ リスク管理対策

食品の安全性に対する国民の関心の高まりが見られることから、食品に由来する健康危害のリスクを最小限にできるよう関係者が一丸となった取組を展開した。

エ 食品表示の信頼の回復

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS 法」という。）を厳正に運用するとともに、不正を許さない表示の監視体制の強化、食品表示制度の積極的な普及啓発に取り組み、食品表示の適正化を強力に推進した。

また、わかりやすく信頼される食品表示を実現するための取組を引き続き推進した。

オ 「食卓から農場へ」顔の見える関係の構築

(ア) 生産・加工・流通等の各段階で食品とその情報が追跡できるトレーサビリティシステム（生産流通履歴情報把握システム）の開発・導入に対する支援を行った。

(イ) 安全・安心な食生活を実現し、食品の高品質化を促進するため、食品産業の機能を強化することにより、その新たな将来展望を開拓した。

カ 「食育」の推進

望ましい食習慣の実現及び食の安全について、消費者が自ら考えることを促進するとともに、「食」の安全、「食」の選び方や組合せ方を教え、「食」について関心をもち、自ら考える習慣を身につける「食育」を推進するための国民的な運動を展開した。

キ 新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」食品の提供

産地ごとに、消費者の評価を踏まえ、立地条件や地域資源等の産地の優位性を活かした生産・流通・販売戦略（「ブランド・ニッポン」戦略）の策定を推進し、戦略を策定した産地に対して施策を重点化することにより、新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」食品の供給体制を確立する取組を実施した。

(2) 農業の構造改革の加速化

ア 農業経営の法人化等で拓く構造改革

望ましい農業構造の実現を図るため、農業経営の法人化と担い手への農地の利用集積を加速化するとともに、地域の実情に応じ、認定農業者や法人経営

等の地域農業の担い手の経営の安定・発展に向けた多面的な取組等を推進した。

また、多様化する就農形態に対応しつつ、関係機関と連携のもと、新規就農者の就農発展段階に応じた体系だった就農支援施策を講じた。

イ 農協系統組織の改革

農協系統による農協改革について、食と農の再生に向けた政策の一環として、政府としても支援を行った。

ウ 米政策の大転換

米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図るため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革の実施に向けて、食糧法の改正や各種対策への予算措置等、所要の施策を講じた。

エ 構造改革に伴う担い手経営安定対策

米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる水田農業構造改革対策の稲作所得基盤確保対策に上乘せし、稲作収入の安定を図る対策として、平成16年度から「担い手経営安定対策」を講ずることとし、関連施策間の総合性・整合性をとりながら、その具体的仕組み等を決定した。

オ 農山村の新たな土地利用の枠組み構築

住民合意のもとで、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村の取組を促進する観点から、農山村の新たな土地利用の枠組みを構築した。

(3) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

ア 都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現

子ども、熟年世代や高齢者を含め多くの人が都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルを提案し、都市住民の気持ちと行動を農山漁村に向かわせることへの支援（都市側の動きの支援）、都市と農山漁村の橋渡し及び受け皿としての農山漁村の魅力を向上させるための対策を、関係府省と連携しつつ総合的に推進した。

イ 「e-むらづくり計画」の推進

IT（情報通信技術）を活用した効率的な農業経営等の展開、農山漁村の振興及び都市と農山漁村の共生・対流を図るため、情報通信基盤や利活用システムの整備及び情報利活用能力の向上等を一体的に推進した。

ウ バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

バイオマスをエネルギーや製品として総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期に実現するため、バイオマス・ニッポン総合戦略(14年12月閣議決定)を推進した。

エ 「美しい自然と景観」の維持・創造

多様な主体の参画のもと、自然と共生する田園環境の創造を推進するとともに、里地や棚田の保全等を通じて美しい日本の原風景を再生した。

(4) その他重点施策

ア 食料・農業・農村基本計画の見直し

平成15年8月29日、食料・農業・農村基本法の基本理念を具体化し、平成12年3月24日に閣議決定された農政の指針である食料・農業・農村基本計画の見直し作業を開始し、①品目別の価格・経営安定政策から、諸外国の直接支払いも視野に入れた、地域農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行、②望ましい農業構造・土地利用を実現するための担い手・農地制度の改革、③環境保全を重視した施策の一層の推進と、食料安全保障や多面的機能発揮のために不可欠な農地・水等の地域資源の保全のための政策の確立について本格的な検討を開始した。同年12月9日には、食料・農業・農村政策審議会に基本計画の変更について諮問した。

イ WTO 農業交渉への取組

2000年から開始されたWTO農業交渉において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障等の非貿易的関心事項に十分配慮しつつ、「品目ごとの柔軟性」、「改革の継続性」、「輸出入国間のバランス」が確保されるよう主張してきた。

2003年3月末が農業交渉のモダリティ(交渉の大枠)確立の期限とされていたが、米国・ケアンズ諸国(オーストラリア等)と、日本、EU等の国々との間で合意が得られず、交渉は4月以降も継続されていた。

2003年8月、米国とEUは交渉を進展させるために農業交渉の枠組みに関する共同提案を行った。この米・EU共同ペーパーは、市場アクセスについては上限関税の設定、重要品目については関税割当ての拡大を含んでいるなど、輸入国である我が国にとっては受入れが困難なものであった。一方、国内支持や輸出規律についてはいずれも2002年に成立した米国の新農業法と2003年6月に合意されたEUのCAP改革の内容が含み得るようなものとなっていた。この米・EU共同ペーパーに対しては、我が国をはじめ、ブラジル、インド等の途上国、スイス等が

強く反発し、各国から相次いで提案が出された。

2003年8月には、これら各国の動きを踏まえてWTOの一般理事会議長から閣僚会議文書案が提示された。同文書案は、非貿易的関心事項の位置付けが不十分であるうえ、上限関税の設定や関税割当ての拡大等の問題があり、輸出国側に偏った内容であった。このため、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念として、その修正を求めて関係国に働きかけを行いつつ第5回閣僚会議での交渉に臨んだ。

2003年9月にメキシコのカンクンで開催された第5回閣僚会議では、我が国は非貿易的関心事項の反映を求める一方、上限関税の設定や関税割当ての拡大に反対し、立場を同じくするスイス、ノルウェー、韓国等と10か国(G10)共同提案を提出した。

しかし、閣僚会議では先進国と途上国との対立の溝が埋まらず、具体的な合意のないまま閉会し、結局、農業交渉についても何ら合意が得られなかった。

閣僚会議が終了した2003年9月以降も農業分野を含む主要分野で交渉の進め方をめぐる協議が続けられ、2004年2月には各交渉グループの新議長の人選について合意された。農業交渉については2004年3月にWTO農業委員会特別会合が開催され、交渉が再開された。同会合においては、各国間の意見の相違は依然として残ったが、2004年7月までに枠組み合意を目指すべきという点では各国の合意が得られた。

ウ 二国間及び地域間の経済連携をめぐる動きへの対応

FTA(自由貿易協定)等の経済連携については、我が国の食料安全保障に悪影響を与えないよう配慮するとともに、我が国の農林水産業における構造改革の進展具合を十分念頭において、進めていくことが必要である。このため、各国・地域との経済連携に、外務、財務、経済産業省とともに農林水産省も共同議長省として積極的に参画した。また、加速するFTAに的確かつ戦略的に対応していくため、農林水産省内に農林水産大臣を本部長とするFTA本部を設置した。

(5) 食料、農業及び農村施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

重点施策をはじめとする食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく実績評価、事業評価等の政策評価を積極的に推進することにより、食料・農業・農村基本法及び同基本計画に則した施策の

効果の評価を行い、その結果を踏まえて施策内容等の見直しを行った。

3 財 政 措 置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成15年度農業関係予算一般会計予算額は、総額2兆4,326億円となった。

また、平成15年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は2,498億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で1,980億円となっている。

4 税 制 上 の 措 置

(1) 国 税

牛海綿状脳症対策特別措置法の制定に伴い定められる飼料安全法に基づく新たな製造基準に即した飼料製造設備等に対する特別償却制度（特別償却率：機械等18%、建物等9%）が創設された。

(2) 地 方 税

牛海綿状脳症対策特別措置法の基本計画に基づき死亡牛の化製処理を行う設備等に対する課税標準の特例措置（平成15年1月2日から同17年3月31日までに取得した場合の課税標準：3年間1/2）が創設された。

5 農 業 金 融

平成14年度各種制度資金を、担い手の経営展開にとって必要な資金が円滑に供給される、分かりやすく、使いやすい資金制度とすることを旨として、抜本的な見直しを行った。

平成15年度においては、引き続き、その一層の定着・普及を図った。

また、農林系統においては、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（再生特例法）及び農水産業協同組合貯金保険法等並びに農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部改正を行うこととされた。

6 立 法 措 置

第156回国会（通常国会）において、

- ・「農林水産省設置法の一部を改正する法律」
- ・「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律」
- ・「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」
- ・「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律」

- ・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「種苗法の一部を改正する法律」
- ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」
- ・「農業災害補償法の一部を改正する法律」
- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」

等が成立した。

また、第159回国会（通常国会）において、

- ・「植物防疫法の一部を改正する法律」

等が成立した。

第2節 林 業

1 施 策 の 背 景

森林のもつ機能に対する国民の要請は、国民生活の向上や価値観の多様化等を背景として、多様化、高度化している。林産物の供給に加え、水源かん養、山地災害の防止、自然環境や生活環境の保全、保健文化的利用の場の提供といった機能から、近年は地球温暖化問題や自然との共生の在り方への関心の高まりを背景として、二酸化炭素の吸収、貯蔵機能や生物多様性の保全機能等まで、多面的機能の発揮が一層期待されるようになっている。

一方、これまで、木材を生産、供給することを通じて森林の整備を担ってきた我が国の林業は、採算性の悪化により、生産活動が停滞している。

この結果、間伐、保育等の森林を健全に維持するための施業や伐採後の植林が行われない森林が見られるなど、このままでは二酸化炭素の吸収機能をはじめ国民の求める森林のもつ多面的機能の持続的な発揮を確保することが困難になるおそれがある。

特に、地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収源としての森林の機能は、我が国が平成14年6月に京都議定書を締結し、二酸化炭素排出量の3.9%を森林吸収によって削減することとなったことから、その達成が重要な課題である。

このため、平成14年12月、森林整備や木材利用の取組を、2003年から2012年までの10ヵ年にわたり、国、地方公共団体、事業者、国民各層の連携、協力の下に、着実かつ総合的に実施することとする「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」（農林水産省）を策定したところである。

平成15年度においては、森林・林業基本計画に沿って、「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」（農林水

産省)をはじめとする森林・林業施策を、関連する施策との連携を図りつつ、国民が快適で安心できる暮らしや豊かさを享受できるよう総合的に展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全

重視すべき機能に応じた森林の区分である「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」ごとに、これに応じた適切な森林の整備・保全を進め、併せて森林施策を効率的に行う上で不可欠な林内路網の整備を工事コストを縮減しつつ、計画的に推進した。

特に、管理不十分な森林の整備や複層林化、針広混交林化等を推進し、その担い手の育成に積極的に取り組んだ。また、森林の荒廃を防止するための治山施設の効率的かつ効果的な整備や保安林制度の適切な運用等により保安林等の適切な管理・保全等に取り組んだ。

さらに、地球温暖化防止に向けた森林整備に対する国民からの支援意識の醸成が図られるよう、森林ボランティアと他分野のNPO等が一体となった緑化活動や青少年等による作業体験等を積極的に推進した。

また、二酸化炭素吸収量の報告・検証体制を強化するため、森林資源情報の収集システムの整備を推進した。この他、所要の災害対策を講じた。

(2) 都市と山村の共生・対流の推進等による山村の振興

UJIターナー者の定住促進のための受入体制の整備や地域の森林資源等を活かした新たな産業の育成等により、魅力ある山村づくりを支援した。また、森林環境教育や森林を活用した健康づくり等の森林の多用な利用を推進した。

さらに、農業分野における中山間地域施策等との連携を進めた。

(3) 林業の持続的かつ健全な発展の確保

効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造の確立に向けて、意欲ある林家等の林業経営体や森林組合、素材生産業者等の林業事業体を育成するとともに、「緑の雇用担い手育成事業」等により林業就業者の確保・育成を図った。

また、農山村地域の貴重な収入源であり、地域の活性化に重要な役割を果たしている特用林産の振興を図った。

(4) 林産物の供給及び利用の確保

構造改革を通じた木材産業の事業基盤の強化、木材産業と林業との連携の推進、流通及び加工の合理化等

を図った。

また、林産物の利用の意義に関する国民への普及と情報の提供、林産物の新規需要の開拓、住宅や公共部門等への木材利用の拡大を促進した。

(5) 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

林政の展開方向に即して、中期的な期間を見通して策定した研究・技術開発戦略及び林木育種戦略に基づき、研究・技術開発及び林木育種を効率的かつ効果的に推進した。

また、研究・技術開発の実施に当たっては、都道府県の試験研究機関、大学、民間等との連携を図った。

(6) 国有林野事業改革の推進

国有林野を名実ともに「国民の森林」として管理経営するために、公益的機能の発揮を重視した管理経営への転換、組織・要員の合理化・縮減を基本方針とする改革を積極的に推進した。

(7) 森林・林業分野における国際的取組の推進

世界における持続可能な森林経営の推進のための国際協力、地球環境問題への対応や適切な木材貿易の推進について取り組んだ。

3 財政措置

(1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を実施するため、林業関係の一般会計予算(表1)、国有林野事業特別会計予算(表2)及び森林保険特別会計予算(表3)の確保に努めた。

表1 林業関係の一般会計予算額

(単位: 百万円)

区 分	15 年 度
治山事業の推進	145,474
森林整備事業の推進	181,587
災害復旧等	49,414
保安林等整備管理	1,019
森林計画	2,328
林業生産流通総合対策	17,107
林業試験研究及び林業普及指導	14,837
森林病虫害等防除	2,407
林業金融	1,008
国際林業協力	449
森林整備地域活動支援対策	11,211
その他	60,284
合 計	487,124

注: 1) 予算額は補正後のものである。

2) 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

表 2 国有林野事業特別会計予算額

(単位：百万円)

区 分	15 年 度
国有林野事業勘定	347,944
治山勘定	150,869

注：1) 予算額は補正後のものである。

2) 治山勘定には負担金を含む。

表 3 森林保険特別会計予算額

(単位：百万円)

区 分	15 年 度
森林国営保険事業・歳出	6,231

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

森林・山村に係る地方財政措置については、平成 5 年度から実施している「森林・山村対策」及び平成 10 年度から実施している「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組の促進を図った。

森林・山村対策の具体的な措置としては、①ふるさと林道緊急整備事業に対する起債措置、②消費者ニーズに対応した品質・性能の明確な乾燥材の供給を推進するための木材乾燥施設の整備促進等に必要な経費に対する特別交付税措置、③適切な森林整備の推進を通じて森林のもつ多面的機能の持続的な発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域における活動を確保するための経費に対する交付税措置、④林業への新規就業者の定着を図るため、幅広い知識・技術を有する人材の育成、安全確保対策等を含む労働環境の改善、福利厚生などに係る経費に対する普通交付税措置を講じた。

また、新たに、⑤地方公共団体による地域材利用普及啓発のための展示効果の高い公共施設等の環境物品（木材製品）導入経費に対する普通交付税措置について、木質バイオマスエネルギーの利用の促進のための経費を追加するとともに、⑥公有林等における間伐等管理経費に対する普通交付税措置に加え、地域環境保全や公益的機能保全の観点から公的整備が必要な民有林のうち、地方公共団体が所有者との賃借契約等により一定期間にわたり公的整備を行うものについて、その整備に要する経費に対する特別交付税措置と、⑦地方公共団体が単独事業として実施する緑の雇用担い手育成対策に対する交付税措置を創設した。

国土保全対策の具体的な措置としては、①「国土保全対策」のソフト事業として、森林組合等が行う間伐等への助成、U ターン、I ターン受入れ対策、後継者対策等国土保全に資する施策を推進するための事業に必要な経費に対する普通交付税措置、②上流域の水源維

持等のための事業に必要な経費を負担した場合の特別交付税措置、③国土保全対策事業として、新規就業者や林業後継者の定住化のための貸付用住宅の取得・整備、農山村の景観保全施設の整備、第 3 セクターの設立のための出資等に要する経費の起債措置を実施した。

さらに、農林水産省所管の国庫補助事業と地方単独事業との連携により農山漁村地域の総合的振興を図る農山漁村地域資源活用促進事業を推進した。

4 立 法 措 置

制定した法律は次のとおりである。

第156回国会（通常）

「林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律」

「森林法の一部を改正する法律」

5 税制上及び金融措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制及び金融措置を講じた。

登録免許税について、森林組合が同連合会の権利義務を包括継承する場合における所有権等の移転登記の税率の軽減措置を創設した。また所得税、法人税及び相続税に係る措置として、認定 NPO 法人制度について、その認定要件の緩和を行うとともに認定 NPO 法人についてみなし寄付金制度の導入を行った。

林業改善資金については、これまでの林業従事者等に対する特定の林業生産方式の導入等のための資金から、対象者を木材産業の事業者まで拡大し、その経営の改善等を目的として行う新たな経営の開始、生産・販売方式の導入又は林業労働に係る安全衛生施設等の導入を実施するための資金（林業・木材産業改善資金）に改めた。また、銀行等の融資機関が都道府県から借り受けて当該資金の貸付けを行う方式を追加し、これについて、農林漁業信用基金が債務の保証を行うことができるようにした。

第 3 節 水 産 業

1 施 策 の 背 景

我が国の水産業は、国民に対する安全で多様な水産物の安定的な供給を通じ、健康で豊かな日本型食生活の一翼を担うとともに、地域経済の振興に大きな役割を果たしている。また、漁業者を含めた地域住民の生

活の場である漁村は、漁業生産活動の根拠地であるだけでなく、祭礼や伝統行事など固有の文化を伝承するとともに、都市住民に対する健全なレクリエーションの場の提供等を通じ、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えている。

しかしながら、我が国水産業をとりまく現状は、遠洋漁場の国際規制の強まり、周辺水域の資源状況の悪化などから、漁獲量が減少するとともに、所得水準の向上にともなって多種多様な魚介類を消費するようになったことから、食用水産物の自給率は5割近くにまで低下している。また、漁業の担い手については、若い漁業者を中心に従事者が減少するとともに高齢化が進行しており、これに伴い漁村の活力も低下している。

こうした状況に対応し、国民に対する水産物の安定供給を確保することが重要な課題であり、そのためには水産業の健全な発展が基本であるが、元来、我が国周辺水域は、資源の豊かな漁場であり、その持てる力を最大限に発揮すること等を前提に、水産資源を適切に保存管理し、持続的に利用することができれば、我が国の水産には大きな可能性が秘められている。

政府は、この水産に秘められた可能性を最大限に引き出し、国民からの期待に的確に応えるため、今後の水産施策を総合的かつ計画的に進めるための中期的な指針として、「水産基本法」（平成13年法律第89号）に基づき、水産物の自給率目標や施策の方向等を明らかにした「水産基本計画」を平成14年3月に閣議決定した。今後とも、「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」という水産基本法に掲げる基本理念の実現を目指し、施策の着実な推進に努めることとしている。

2 講じた施策の重点

平成15年度においては、「水産基本法」及び「水産基本計画」に基づき、平成24年を目標年とする水産物の自給率目標の達成に向け、政府として以下のような水産施策を総合的かつ計画的に推進した。

(1) 水産物の安定供給の確保に関する施策

第1は、食料である水産物の安定供給の確保である。水産物の安全性・品質の確保を図るため、HACCP（危害分析重要管理点）手法の導入等を推進するとともに、水産加工品の原料原産地表示をはじめ、水産物の表示・規格対策の充実を図った。また、消費者に対し、水産物の栄養特性、漁業生産の現状等についての情報の普及・啓発、食育の推進等の施策を推進した。

第2は水産資源の適切な保存及び管理である。漁獲可能量（TAC）・漁獲努力可能量（TAE）制度の適切

な運用、外国漁船等に対する指導・取締等に重点をおいて、漁獲量及び漁獲努力量の管理を行うとともに、緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種について、「資源回復計画」の作成を推進するとともに、同計画の円滑な推進を図るため、減船、休漁等に伴う経営支援策等を講じた。

また、違法・無報告・無規制（IUU）まぐろ漁船の廃絶等に重点をおいて、国際漁業管理機関による資源管理への協力、漁業取締船の派遣等を行った。

さらに、これらを推進するための調査・研究の充実を図った。

第3は水産動植物の増殖及び養殖の推進である。水産資源の増大を図るため、種苗の生産技術の開発、種苗放流の推進、養殖漁場の改善計画の普及など、増養殖の推進や魚病・魚類防疫対策の推進を図った。

また、内水面においては、生物生息環境の保全や積極的な資源の増大を通じて、豊かな自然環境の創出と地域の活性化を推進した。

第4は水産動植物の生育環境の保全及び改善である。ダイオキシン類などの化学物質の蓄積実態等を把握するための調査の充実を図るとともに、有明海における赤潮対策、藻場・干潟の保全・創造、漁業者が中心となった森づくりの推進、外来魚の駆除等に重点をおいて、漁場環境に係る諸施策を総合的に推進した。

第5は排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発である。漁業に関する二国間・多国間の協議、海外漁業協力等を通じて、我が国への漁獲割当等の確保に努めた。

また、水産物の輸出入に関する措置として、水産物の輸入割当制度等の適切な運用、エコラベリング・システムの検討等を行うとともに、輸出国の安全・衛生基準への対応等を図った。

さらに、開発途上地域への資金協力・技術協力を行った。

(2) 水産業の健全な発展に関する施策

第1は効率的かつ安定的な漁業経営の育成である。意欲を持って漁業に取り組む者の経営基盤の強化を図るため、経営改善に計画的に取り組む漁業者への支援、漁船のリースの推進等の事業を引き続き実施するとともに、共同利用施設の整備等を行った。

また、中核的漁業者協業体による経営改善への取組等を支援した。

さらに、漁場の利用の合理化の促進を図るため、漁業管理制度の適切な運用、自主的な減船の推進等を図るとともに、海面利用における漁業と海洋性レクリエーションの調和の確保を図った。

第2は人材の育成及び確保である。青年漁業者の活動の促進、新規就業者対策の推進体制の整備等により、若い担い手の育成・確保を重点的に図るとともに、漁業者による救命胴衣の着用の促進、海難防止・救助体制の整備、労働条件に関する指導等を推進した。

また、水産教育・研究体制の整備を図るとともに、漁業体験学習を推進した。

第3は漁業災害による損失の補てん等である。漁業共済制度、漁船保険制度等について、漁業者のニーズに対応するための見直しを行いつつ、適切な運用を図った。

また、水産物調整保管事業等により水産物需給・価格対策を推進した。

第4は水産加工業及び水産流通業の健全な発展である。これらの健全な発展を図るため、HACCP手法の導入、産地市場の再編整備等を推進するとともに、地域水産加工品のブランド化、水産物のサプライチェーン（生産者と消費者を結ぶ流通の連鎖全体）の改革、水産加工残さ等のリサイクルの促進を図った。

第5は水産業の基盤の整備である。水産業の構造改革を推進すべく、漁港と漁場の一体的・総合的な計画制度の下、安全・安心な水産物供給体制を構築するとともに、自然と共生する豊かな沿岸域環境の創造を推進した。

第6は技術の開発及び普及である。独立行政法人、都道府県、大学、民間等の連携を強化しつつ、資源管理の推進、安全・安心な水産物供給体制の整備、漁業経営基盤の強化等に重点をおいて、「水産研究・技術開発戦略」（平成12年6月策定）に基づき、水産に関する技術の研究開発及び地域の特性に応じた普及事業を推進した。

第7は女性の参画の促進と高齢者の活動の促進である。女性の経営管理能力の向上のための研修、女性漁業者グループの研究・実践活動への支援等を行うとともに、高齢者の技術と能力を生かした水産関係活動の促進、高齢者にも配慮した漁港施設の整備等を推進した。

第8は漁村の総合的な振興である。地域の特性に応じた水産業の展開、地域資源の活用等を通じて、漁村の経済的基盤の強化を図るとともに、生活環境の整備を推進した。

第9は都市と漁村の交流等である。漁村における都市住民の受入体制の整備、交流活動の促進・定着等を行うとともに、ライフステージに対応した魅力のある地域づくりを推進した。また、遊漁船等海洋性レクリエーション活動の適正化対策を強化した。

その他、多面的機能に関する施策の充実や団体の再編整備に関する施策等を講じた。また、我が国の沖合・遠洋漁業について、漁業経営の悪化や漁船の高船齢化の問題が生じていることから、これに対応するため、平成15年7月に「資源管理と沖合・遠洋漁業の課題と対応方向（工程表）」を作成し、これに従い漁船漁業の構造改革を図るための各般の施策について、積極的な展開を図った

3 財 政 措 置

水産関係予算の内訳は、(表4)のとおりである。

表4 水産関係予算

(単位：百万円、%)

項 目	年 度	14	15	15／14
(一般会計)				
1 消費者の視点を重視した水産物供給体制の構築				
(1) 安全・安心な水産物供給体制の整備		11,295	35,658	315.7
(2) ブランド化に向けた水産物の生産・加工・流通体制の確立		0	7,091	—
2 水産業の構造改革の推進				
(1) 資源回復の推進とつくり育てる漁業の推進		68,700	70,019	101.9
(2) 内水面における生態系の保全と漁業の振興		1,056	954	90.3
(3) 有明海再生対策の推進		692	837	121.0
(4) 漁業の担い手の確保・育成と漁業協同組合の改革		41,475	38,060	91.8
(5) 水産物流通の効率化、加工業の事業基盤強化		227,132	203,324	89.5
(6) 国際漁業の管理に必要な体制の構築		7,743	7,214	93.2
(7) 漁港と漁場とが一体となった効率的な水産基盤の整備		214,473	193,217	90.1
3 都市と漁村の共生・対流の促進				
(1) 都市と漁村の共生・対流による地域の活性化		43,759	39,993	91.4
(2) 水産業・漁村の有する多面的機能の適切な発揮		36,605	39,050	106.7
4 水産関連技術開発及び試験研究の推進		17,465	18,270	104.6
水産関係一般会計予算総額		334,140	311,007	93.1
産業投資特別会計社会資本整備勘定（財務省計上）		325	1,352	416.0
水産関係予算合計		334,465	312,359	93.4
(特別会計)				
漁船再保険及び漁業共済保険		23,208	19,351	83.4

注：1) 一般会計予算には、内閣府、国土交通省計上等の水産関係予算を含む。

2) 計数は、施策ごとに積み上げており、重複するものがあるため、合計が必ずしも総額と合致しない。

3) 各年度とも補正後予算額である。

4 立 法 措 置

必要な法制上の措置として、「水産加工業施設改良資金融通臨時特別措置法の一部を改正にする法律」が第156回国会において成立した。